

法人設立・事務所等設置報告書記載要領

1 法人を設立した場合又は愛知県内に新たに事務所等を設置した場合（愛知県内に初めて事務所等を設置した場合に限ります。以下同じ。）には、その設立又は設置の日以後2月以内にこの報告書を納税地を管轄する県税事務所長に提出してください。

なお、法人課税信託の受託者（当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者。以下同じ。）が法人であり、法人課税信託の信託資産等が帰属するとみなされた者（以下「受託法人」といいます。）の設立又は事務所等の設置により愛知県内に受託法人の事務所等を新たに設置した場合（従前、愛知県内に事務所等を設置していなかった場合に限ります。以下同じ。）には、固有資産等が帰属するとみなされた法人課税信託の受託者である法人（固有法人）の「法人設立・事務所等設置報告書」を納税地を管轄する県税事務所長に提出してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 「本店又は本社所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所等の所在地を記載してください。
- (2) 「県内にある主たる事務所等所在地」欄には、本県内にある主たる事務所等が、本店又は本社所在地と異なる場合について記載してください。

なお、本県内に複数の事務所等がある場合には、そのうち主たる事務所等の所在地を記載してください。

- (3) 「法人の名称」及び「代表者氏名」欄には、必ずフリガナを記載してください。
- (4) 「設立・設置年月日」欄には、設立・設置のいずれかを○で囲み、設立の場合には登記簿に記載されている登記年月日を、設置の場合には愛知県内に新たに事務所等を設置した年月日を記載してください。
- (5) 「資本金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている事業年度を記載してください。
- (7) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。

新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同条第12号の10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」のそれぞれ□にレ点を付してください。

- (8) 「設立の形態が1から3である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人又は分割法人」欄には、それぞれの形態に応じた名称（氏名）及び所在地（住所）を記載してください。
 - ア 個人企業を法人組織とした法人である場合
…個人企業当時の事業主の氏名及び住所
 - イ 合併により設立した法人である場合
…合併により消滅した法人の名称及び本店又は本社所在地
 - ウ 新設分割により設立した法人である場合
…分割法人の名称及び本店又は本社所在地
- (9) 「合併期日」欄には、合併により設立した法人である場合に、合併契約書において合併期日として定めた日を記載してください。
- (10) 「分割型分割の場合の分割期日」欄には、新設分割により設立した法人である場合に、分割契約書において分割期日として定めた日を記載してください。
- (11) 「適格区分」欄には、「設立の形態」欄が2又は3である場合に、その合併又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。
- (12) 「事業の目的」欄には、定款その他これに準ずるものに記載されている目的のうち主たるものを記載してください。
- (13) 「設置した事務所等の名称及び所在地」欄には、支店等についての登記の有無を問わず、すべての事務所又は事業所について記載してください。

なお、法人課税信託の受託者に就任した法人が、愛知県内に受託法人の事務所等を設置し、固有法人の事務所等を設置しなかった場合には、名称の後に「(信託)」と記載してください。
- (14) 「関与税理士の住所及び氏名」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (15) 「文書受取先」欄には、本店又は主たる事務所の所在地以外の場所を申告書等の受取先とする場合に、当該所在地を記載してください。